

改正案	現行
<p>第一条～第七条（略） （麻薬中毒者入院費用の徴収等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 条例第三条の規定により徴収する麻薬中毒者入院費用の額（以下「費用徴収額」という。）は、措置入院者、その配偶者及び当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者の<u>当該措置入院者が入院を開始した月の属する年度（当該入院を開始した月が四月から六月までの場合にあつては、その前年度）分の地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額を合算した額の区分に応じ、別表に定める額とする。</u></p> <p>3 <u>前項の所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</u></p> <p>一 <u>地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に掲げる扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を前項の所得割の額から控除するものとす</u></p>	<p>第一条～第七条（略） （麻薬中毒者入院費用の徴収等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 条例第三条の規定により徴収する麻薬中毒者入院費用の額（以下「費用徴収額」という。）は、措置入院者、その配偶者及び当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前前年分の所得税額）を合算した額の区分に応じ、別表に定める額とする。</p>

る。

二 措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者等と生計を一にする扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、前項の所得割の額を算定するものとする。

4 月の途中で措置入院を開始し、又は終了する場合のその月の費用徴収額は、前二項の規定により算定した額を日割りで計算した額とする。この場合において、一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 （略）

（以下中略）

附則（令和 年規則第 号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 月の途中で措置入院を開始し、又は終了する場合のその月の費用徴収額は、前項の規定により算定した額を日割りで計算した額とする。この場合において、一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 （略）

（以下中略）

措置入院者の市町村民税の所得割の合算額（年額）	費用徴収額（月額）
564,000円以下	0円
564,001円以上	20,000円（措置入院者の入院に要した費用の額から法第58条の17第2項において準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第30条の2の給付を受けることができる額を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額）

措置入院者の所得税割の合算額（年額）	費用徴収額（月額）
1,500,000円以下	0円
1,500,001円以上	20,000円（措置入院者の入院に要した費用の額から法第58条の17第2項において準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第30条の2の給付を受けることができる額を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額）

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

診療に従事している病院又は
診療所の所在地及び名称
精神保健指定医氏名

麻薬中毒者等診断報告書

(以下略)

第7号様式(第8条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

麻薬中毒者入院費用徴収額減免申請書

(以下略)

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

診療に従事している病院又は
診療所の所在地及び名称
精神保健指定医氏名

麻薬中毒者等診断報告書

(以下略)

第7号様式(第8条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

麻薬中毒者入院費用徴収額減免申請書

(以下略)

第8号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

届出義務者続柄

氏 名 _____

免許の失効等による麻薬保有届

(以下略)

第9号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

届出義務者続柄

氏 名 _____

免許の失効等による麻薬譲渡届

(以下略)

第8号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

届出義務者続柄

氏 名 _____ ㊟

免許の失効等による麻薬保有届

(以下略)

第9号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

届出義務者続柄

氏 名 _____ ㊟

免許の失効等による麻薬譲渡届

(以下略)

第10号様式(第9条関係)

年 半期麻薬卸売業者届

麻薬業務所の所在地

麻薬業務所の名称

氏名又は名称

(以下略)

第11号様式(第9条関係)

麻 薬 年 間 報 告 書

年 月 日

年分

青森県知事

殿

麻薬業務所の所在地

麻薬業務所の名称

氏 名

(以下略)

第10号様式(第9条関係)

年 半期麻薬卸売業者届

麻薬業務所の所在地

麻薬業務所の名称

氏名又は名称



(以下略)

第11号様式(第9条関係)

麻 薬 年 間 報 告 書

年 月 日

年分

青森県知事

殿

麻薬業務所の所在地

麻薬業務所の名称

氏 名



(以下略)

第12号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

病院又は診療所の所在地及び名称

医師氏名

麻 薬 中 毒 者 診 断 届

(以下略)

第13号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

所属官公署名

官 職

氏 名

麻 薬 中 毒 者 等 通 報 書

麻薬及び向精神薬取締法第58条の3(第58条の4)の規定により、麻薬中毒者又はその疑いのある者について下記のとおり通報します。

(以下略)

第12号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

病院又は診療所の所在地及び名称

医師氏名

麻 薬 中 毒 者 診 断 届

印

(以下略)

第13号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

所属官公署名

官 職

氏 名

麻 薬 中 毒 者 等 通 報 書

麻薬及び向精神薬取締法第58条の3(第58条の4)の規定により、麻薬中毒者又はその疑いのある者について下記のとおり通報します。

(以下略)

第14号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

所在地
矯正施設
名 称
矯正施設の長氏名

麻 葉 中 毒 者 等 通 報 書

麻葉中毒者又はその疑いのある者を釈放するので、麻葉及び向精神薬取締法第58条の5の規定により下記のとおり通報します。

(以下略)

第15号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

麻葉中毒者医療施設
の所在地又は名称
当該施設の管理者の氏名

措置入院期間継続(延長)通知書

麻葉及び向精神薬取締法第58条の8第2項(第58条の9第2項において準用する同法第58条の8第2項)の規定により、下記のとおり入院を継続(延長)する必要があるので通知します。

第14号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

所在地
矯正施設
名 称
矯正施設の長氏名

麻 葉 中 毒 者 等 通 報 書

麻葉中毒者又はその疑いのある者を釈放するので、麻葉及び向精神薬取締法第58条の5の規定により下記のとおり通報します。

(以下略)

第15号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

麻葉中毒者医療施設
の所在地又は名称
当該施設の管理者の氏名

措置入院期間継続(延長)通知書

麻葉及び向精神薬取締法第58条の8第2項(第58条の9第2項において準用する同法第58条の8第2項)の規定により、下記のとおり入院を継続(延長)する必要があるので通知します。

(以下略)

第18号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

麻薬中毒者医療施設
の所在地及び名称
管理者氏名

措置入院者の症状等意見書

措置入院者の退院について、下記のとおり意見を述べます。

(以下略)

(以下略)

第18号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

麻薬中毒者医療施設
の所在地及び名称
管理者氏名



措置入院者の症状等意見書

措置入院者の退院について、下記のとおり意見を述べます。

(以下略)